

枚方市簡易専用水道管理指導要綱

平成 24 年 8 月 23 日制定
枚方市要綱 第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、簡易専用水道設置者等に対して行う行政指導に関して必要な事項を定めることにより、水道法（昭和32年法律第177号）第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に係るものを除く。以下「簡易専用水道」という。）の管理の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の全部の管理について権原を有する者（当該者が 2 人以上ある場合にあっては、その代表者）をいう。

(届出)

第 3 条 簡易専用水道設置者等は、簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、速やかに、所定の簡易専用水道給水開始届出書を市長に提出するものとする。

2 簡易専用水道設置者等は、簡易専用水道に係る届出事項に変更があったときは、速やかに、所定の簡易専用水道届出事項変更届出書を市長に提出するものとする。

3 簡易専用水道設置者等は、簡易専用水道の休止又は廃止をしたときは、速やかに、所定の簡易専用水道休止・廃止届出書を市長に提出するものとする。

(書類の備付け等)

第 4 条 簡易専用水道設置者等は、次に掲げる書類を備え付けておくものとする。

- (1) 水道法第34条の 2 第 2 項に規定する検査に関する書類
- (2) 簡易専用水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面
- (3) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (4) 水槽の清掃の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理についての記録

2 前項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に規定する書類は、当該書類が作成された年度の翌年度から起算して 3 年間保存するものとする。

(報告)

第 5 条 簡易専用水道設置者等は、次に掲げる場合には、所定の簡易専用水道事故報告書を市長に提出するものとする。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条第 3 号に規定する検査を行ったとき。
- (2) 水道法施行規則第55条第 4 号に規定する措置を講じたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、給水の水質に関する事故が発生したとき。

(様式)

第 6 条 この要綱で使用する届出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。